

「コピー機・プリンタ・ファクシミリ」購入ガイドライン

1. 購入ガイドライン

GPN GL2「コピー機・プリンタ・ファクシミリ」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、電子写真方式またはインクジェット方式のコピー機、プリンタ、ファクシミリ及びその複合機を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

コピー機、プリンタ、ファクシミリ、及びその複合機を購入にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。

- 1) 使用時の消費電力量が少ないこと（コピー機はエネルギー消費効率を参照）
- 2) 待機時の消費電力量が少ないこと（国際エネルギースター計画を参照）
- 3) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること（両面コピー／印刷機能、複数ページコピー／印刷機能）
- 4) 使用済み製品が回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること
- 5) カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること
- 6) 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること
- 7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと

3. 情報提供項目

バイオプラスチックの使用（製品本体）

配線被覆類への塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用

1996年11月7日制定
2000年12月20日改定
2004年2月23日改定
2007年1月13日改定
グリーン購入ネットワーク

<ガイドラインの背景説明>

1) 使用時の消費電力量が少ないこと(コピー機はエネルギー消費効率を参照)

- オフィスや家庭ではコピー機、プリンタ、ファクシミリの普及が進み、それらの機器の使用に伴う消費電力量も増え続けています。
- 省エネ法では、消費電力の削減のため、コピー機について「エネルギー消費効率」をカタログ等に表示することを義務づけています(カラーコピー機や毎分 86 枚以上の超高速機などの機種は適用除外)。「エネルギー消費効率」は、一定枚数のコピーを行った後、一定時間放置する間に消費する電力量を測るもので、この数値が小さい方が、エネルギー効率が良いことになります。
- 消費電力量ができるだけ少ない製品を購入することは、二酸化炭素の排出削減やエネルギー資源の保全になるとともに、ランニングコストの削減にもつながります。(基本原則 2-2 に対応)

2) 待機時の消費電力量が少ないこと(国際エネルギースター計画を参照)

- コピー機、プリンタ、ファクシミリは、待機時に消費する電力が全体の大きな部分を占めています。この消費電力を減らすためには、一定時間使用しないと自動的に省電力の状態(低電力モード)に移行する機能や、さらに長時間使用しないと一層の省エネ状態(オフモード/スリープモード)に移行する機能が大きく役立ちます。日米で進める国際エネルギースタープログラムに基づく「エネルギースターロゴ」は、こうした機能に関して一定水準以上である製品に付けられるマークですので、購入の参考になります。(基本原則 2-2 に対応)

3) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能)

- コピー機等の普及はオフィスにおける紙使用量増加の一因となっています(コピー機等で使用される紙は年間 100 万 t 以上)。
- コピー/印刷枚数を減らす努力と合わせて、可能な限り両面コピー/印刷することで、紙の使用量を大幅に削減することができます(国際エネルギースタープログラムのコピー機の基準には、両面コピー機能の基準が含まれています)。
- 複数ページの原稿を縮小して 1 ページにコピー/印刷する機能 = 「複数ページコピー/印刷機能」を活用することも、紙使用量の削減になります(この機能はメーカーによって、N ページ印刷、割付印刷、集約印刷、N-in-1、レイアウト印刷などと呼ばれています)。
- 両面コピー/印刷のスピードなど、機能の使い勝手も考慮して選ぶ必要があります。(基本原則 2-2 に対応)

4) 使用済み製品が回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること

- 各メーカーでは、回収した使用済み製品から部品を再使用し、材料をリサイクルする取り組みを進めています。
- 回収機器から取り出された部品は、検査などを経て使えるものは新たな製品に再使用することが最も望ましいと考えられます。再使用できないものについては、素材ごとに分別して高い率で材料にリサイクルされることが望まれます。
- 個人ユーザー向けの製品については、現状では、リサイクルシステムが整備されていませんが、今後、社会的に使用済み製品の回収・リサイクルが進むことが期待されます。

- コピー機や複合機については、直系販社や大手ディーラーが法人ユーザーなどに直接販売する場合、使用済み製品は買い替えの際に高い率で引き取られています。他メーカーの製品に買い換えた場合でも、業界では回収交換センターを設けてメーカーに引き渡すしくみづくりが進められています。

(基本原則 2-5、2-6 に対応)

5) カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること

- 使用中に交換が必要となるトナーやインクのカートリッジは、交換が容易で便利ですが、そのまま廃棄されればごみの増加を招きます。そこで、カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収・リサイクル・部品再使用されることを考慮する必要があります。

(基本原則 2-5、2-6 に対応)

6) 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること

- メーカーでは、回収した製品から取り出した部品を新製品に再使用する取り組みや、再生プラスチック材を利用する取り組みが進められています。厳密な検査等を経て新製品に組み込まれた再使用部品や再生プラスチック材は、新品と変わらない品質や機能が保証されています。

(基本原則 2-7 に対応)

7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) を極力含まないこと

一般的に、電気電子機器には様々な化学物質や重金属類等が含まれています。現在メーカーでは、機器に含まれるそれらの物質量を管理・把握するための取り組みを行っています。

化学物質や重金属類のうち、環境へ悪影響を与える可能性がある物質については、使用量の削減や他の物質へ代替する取り組みがメーカーで行われています。また、環境に配慮した原材料の調達の一環として、メーカーと部品メーカーが協力して環境に悪影響を与える可能性がある物質の機器への含有量を削減する取り組みが行われています。今後、この取り組みが一層活発化していくと考えられます。

とりわけ、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB (多臭化ビフェニル)、PBDE (多臭化ジフェニルエーテル) については、製品が使用後に廃棄物として処理される際 (焼却時や埋め立て等) に、大気や地下水などに排出されて環境に悪影響を与える可能性が指摘されています。

上記 6 物質は現在以下の用途で電気電子機器に使用される場合があり、現在メーカーによって使用量削減や他の物質へ代替する取り組みが積極的に行われています。

- ・鉛：はんだ材料、配線被覆類の添加剤、蛍光管のガラスの添加剤など
- ・水銀：蛍光管、照明など
- ・カドミウム：着色剤、配線被覆類の添加剤など
- ・六価クロム：鋼板・ねじなどの防錆用処理など
- ・PBB、PBDE：プラスチックの添加剤など

上記 6 物質を電気電子機器に含有することについての規制として、欧州では 2003 年 2 月に欧州議会及び閣僚理事会から RoHS 指令 (電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会および閣僚理事会指令) が公布されました。本指令では、2006 年 7 月 1 日以降に EU 加盟国において上市される電気電子機器について上記 6 物質の含有が一部の用途を除いて原則として禁止されることになっています。また、中国や韓国など他の国でも電気電子機器への上記 6 物質の含有を規制する法制度の整備が予定されており、化学物質の管理・規制強化の動きは広がりつつあります。

上記の状況を踏まえ、機器の購入にあたっては、上記6物質を極力含まないことを考慮します。

(基本原則 2-1 に対応)

< 情報提供項目 >

バイオプラスチックの使用（製品本体）

バイオプラスチックは、トウモロコシ等植物に含まれる多糖類（澱粉やセルロース等）を単糖類（ブドウ糖等）に分解した後、発酵させて乳酸等の脂肪酸類に転化し、これを縮合重合して高分子化してつくられた植物由来のプラスチック（バイオマスプラスチック）を成分としたプラスチック素材です。すなわち、バイオマスプラスチックに実用上必要な各種物性を確保するために成分調整されたプラスチック素材をバイオプラスチックとしています。現在バイオマスプラスチックとしては、ポリ乳酸（PLA）が代表的ですが、ポリヒドロキシブチレート（PHB）やポリブチレンサクシネート（PBS）などその他の種類のプラスチックもあります。

バイオマスプラスチックは、植物を原料とする「植物由来素材」であると同時に、「生分解性」という側面も持ち合わせている場合があります。バイオプラスチックの環境影響評価は様々な評価が行われています。GPN でもバイオプラスチック研究会で考え方を整理しており、バイオプラスチックの定義をバイオマス樹脂の重量比率 25w%以上としています。本ガイドラインでは、「植物由来素材」であることに焦点を絞って、情報提供項目として取り上げています。

バイオマスプラスチックは、素材製造の原料（澱粉やブドウ糖などの糖類）として植物起源のものを原料としており、持続可能な植物原料の調達をしている限り、植物由来の原料の CO₂ 排出は、植物の成長過程で固定した大気中の CO₂ を再度大気中に排出していると考えられるため（プラスマイナスゼロ）、大気中の CO₂ 濃度を高めることはなく（カーボンニュートラル）、石油系プラスチックの原料である枯渇性資源の使用を節約できます。また、使用済みバイオマスプラスチックのリサイクルについては前述のようにカーボンニュートラルであるため、サーマルリサイクルによる環境負荷は比較的小さいものですが、マテリアルリサイクル（メカニカルリサイクル）の場合でも物理的な物性には問題はなく、効率的な回収を実現することにより、さらに環境負荷が小さくなる可能性があると言われてしています。

一方で、バイオマスプラスチックの一つである PLA（ポリ乳酸）は、一社による量産でまかなわれているため、PLA 製造時の環境負荷に関する情報はこの一社以外では十分に整備されていません。また、マテリアルリサイクル時のデータも未整備であることから、現状のデータを、バイオプラスチックが普及した後も引き続き環境影響の推定へ適用することが妥当かどうか指摘されています。

現在、電機製品の筐体や部品の一部で採用が進められており、採用部位の拡大や配合率を高める取り組みが行われています。また、部品への素材表示や使用済み製品の回収・リサイクルに向けた技術開発もメーカーが進められようとしています。バイオプラスチックへの関心は高まってきており、今後、他の製品での採用も広がることが予測されます。

以上のように、バイオマスプラスチックについては、まだ十分に環境への影響評価が検証されているとは言えず、製品への採用に関しては物性や製造時・廃棄時の負荷などを考慮する必要がありますが、それゆえ、今後さらにバイオプラスチックに関する情報の開示や整備、検証の進むことが期待されます。

配線被覆類への塩ビ（ポリ塩化ビニル = PVC）の使用

塩ビなどの塩素化合物を焼却したり、他の様々な物質を塩素源と一緒に焼却すると、条件によってダイオキシン類や塩化水素ガスが発生する可能性があります。しかし、ダイオキシン類発生メカニズムは専門家の間でも十分に解明されておらず、廃棄物中の塩素含有量とダイオキシン類発生量の間には正の相関関係があるかどうかについても、専門家によってかなり見解が分かれています。

一般に電子機器内の配線コードや電源コードの被覆、絶縁テープには塩ビが使用されていますが、上記のような懸念からポリオレフィン系など塩素を含まない材料への代替が検討されており、一部の家電メーカーでは配線被覆類に代替材料を使った製品も出しています。今後、コピー機等の業界でもこの動きが進むことが見込まれます。

< 補足説明 >

[2000年12月の改定でガイドラインから削除した項目]

○オゾンの放出

コピー機やレーザープリンタ・ファクシミリは、稼動時に微量のオゾンを大気中に放出します。オゾンは自然界にも存在する特異な臭いを持つガスで、一定濃度以上では人体に有害性があると指摘されています。1996年11月に制定したガイドラインでは、このオゾンの放出についてガイドライン項目として取り上げていましたが、その後各メーカーの取り組みが進み、エコマークの基準以下で通常の使用で問題のないレベルまで改善が進みましましたので、2000年12月の改定でガイドラインから削除しました。

○感光体ドラム

従来、感光体ドラムには有毒性が指摘されるセレンが使用されている場合があったため、1996年11月に制定したガイドラインではガイドライン項目で取り上げていましたが、その後、セレンは他の物質（OPC：有機感光体）に代替されてほとんど使用されなくなりましたので、2000年12月の改定でガイドラインから削除しました。

○リサイクル設計

使用済み製品からの部品再使用やリサイクルを進めるために、部品の取り外しが容易にできるような構造の工夫、使用する素材の種類削減、素材ごとに分離しやすくする工夫、リサイクルしやすい材料の採用、プラスチック部品への材質表示など、各メーカーは設計段階からの環境配慮に取り組んでいます。コピー機等の業界では、リサイクル設計の取り組みが進み、また使用済み製品の回収・リサイクルも進められているため、2000年12月の改定でガイドラインから削除しました。

< その他の配慮事項 >

○特定の臭素系難燃剤

プラスチックを燃え難くするために使用されている臭素系難燃剤は、優れた難燃性を持っており製品の安全性向上に役立っていますが、焼却時の条件によっては、有害な臭素化ダイオキシン類を生成する可能性があります。臭素系難燃剤の中でも特にPBBs（多臭化ビフェニル）及び、PBDPOs（多臭化ジフェニルオキサイド - PBDE = 多臭化ジフェニルエーテルとも言う）はその可能性が高いといわれています。一部の電気製品ではまだこれら特定の臭素系難燃剤が使われていますが、コピー機等については代替が進み、ほぼ使用されなくなっています。

○トナー・インク

コピー機等で使うトナーやインクについては、どのメーカーの製品も安全性に十分配慮されており、問題はないと考えられます。それでもトナーの組成成分に関する情報を入手したい場合、メーカーに求めればMSDS（Material Safety Data Sheet）という資料を手に入れることができます。

○長期使用のための配慮

製品を長く使用するためには、耐久性に優れ、保守・修理サービス体制が充実していることなどが望まれます。コピー機や複合機は多くの場合、保守サービス契約を結んでおり、故障が直ちに廃棄につながるケースは少ないと言えます。プリンタメーカーの中には、機能のアップグレードサービスを行なっているところもあり、長期使用に役立つと考えられます。

○保守サービスにおける環境配慮

保守サービスにあたっては、交換した消耗品や梱包材の回収・リサイクル、環境負荷の少ないクリーニング剤の使用、再生材ウエスの使用など、さまざまな環境配慮が行われています。

○騒音

オフィスの労働環境を考慮して、各メーカーでは使用時の騒音低減に努めています。

<ガイドラインの新旧対応表>

	ガイドライン改定案（2006年）	現行ガイドライン（2004年改定）	改定内容
ガイドライン項目	1) 使用時の消費電力量が少ないこと（コピー機はエネルギー消費効率を参照）	1) 使用時の消費電力量が少ないこと（コピー機はエネルギー消費効率を参照）	変更なし
	2) 待機時の消費電力量が少ないこと（国際エネルギースター計画を参照）	2) 待機時の消費電力量が少ないこと（国際エネルギースター計画を参照）	変更なし
	3) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること	3) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること	変更なし
	4) 使用済み製品が回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること	4) 使用済み製品が回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること	変更なし
	5) カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること	5) カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること	変更なし
	6) 再使用部品や再生プラスチック材を多く使われていること	6) 再使用部品や再生プラスチック材を多く使われていること	変更なし
	7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと	7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと	変更なし
情報提供項目	バイオプラスチックの使用		新規追加
	配線被覆類への塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用	配線被覆類への塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用	変更なし

2. 商品情報の解説

コピー機・プリンタ・ファクシミリ

コピー機は、複写機（大判複写機除く）、大判複写機、複合機（大判複合機除く）、大判複合機、拡張機能付きデジタル複写機（大判機除く）、拡張機能付き大判デジタル複写機、カラー複写機・複合機の7つに分類して掲載されています。

分類の中では、コピー速度（枚/分）の遅い順に掲載されています。

・同じ速度の商品については、事業者名のアイウエオ順に掲載されています。

掲載条件

特になし

（ただし、ガイドライン項目及び情報提供項目の内容に沿って何らかの環境配慮がなされており、それに関する情報をデータベース上に明記することが必要）

基礎情報

製品名・型式	製品の名称	
事業者名	製品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 他社が製造した製品を自社ブランドで販売する場合も含まれます。	
モノクロ/カラー 【プリンタ・ファクシミリ】	[M]: モノクロ（モノカラー含む） [C]: カラー	
速度	コピー速度(枚/分)	A4 サイズ横を1分間に連続コピーできる枚数 [-]: コピー機能がない
	印刷速度(枚/分)	A4 サイズの同一ページを1分間に印刷できる枚数 [-]: 印刷機能がない
	電送時間	A4 版 700 時程度の原稿を標準的画質で高速モードで送ったときの速さ（画像のみの電送速度） [G3] : A4 サイズ 1 枚あたり平均 20 秒程度で送信できる [S-G3]: A4 サイズ 1 枚あたり約 2 秒で送信できる [G4] : ISDN 対応の FAX 規格で、3 秒程度で送信できる [-] : ファクシミリ機能がない

グリーン購入法の判断基準適合	グリーン購入法の特定調達物品等の判断の基準への適合状況 []: グリーン購入法の判断基準に適合している []: 適合していない（空欄）
----------------	---

ガイドライン項目

エネルギー消費効率（Wh）	省エネルギー法の定義、及び測定方法に基づくエネルギー消費効率が記載されています。
---------------	--

国際エネルギースター計画基準への適合	[y1]: 2007年3月31日以前の基準に適合 [y2]: 2007年4月1日以降の基準に適合 [n]: 同計画の基準に適合していない (または、同基準の制定以前に出荷された機種につき、対象外)
低電力モード消費電力(W)	国際エネルギースター計画基準に基づく消費電力量が記載されています。 [未]: 低電力モードを未だ測定していない
オフモード消費電力/スリープモード消費電力(W) 【コピー機】	国際エネルギースター計画基準に基づく消費電力が記載されています。 [未]: 消費電力を未だ測定していない
省エネ関連特記事項	省エネに関して、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。
両面コピー/印刷機能	[y]: ある [o]: オプションで付けられる [n]: ない
複数ページコピー/印刷機能	[y]: ある [n]: ない
再使用部品の使用の有無	[y]: 使用している [n]: 使用していない
再使用部品の使用状況	使用済み製品から取り出した再使用部品の使用について記載されています。
再生プラスチック材の使用の有無	[y]: 使用している(下記レベル以下) 再生材配合率10%以上のプラスチック剤を使用していること (実績ベースまたは設計使用ベース) 再生材の定義は、JIS Q 14021の「7.8リサイクル材料含有率」に準拠しています。 [n]: 使用していない(または上記レベル以下)
再生プラスチック剤の使用状況	再生プラスチックを使用している主な部品名について記載されています。
使用済みカートリッジの回収・リサイクル・部品再使用	[]: 回収・リサイクル・部品再使用を行っている []: 回収・リサイクルを行っている [x]: 回収・リサイクルを行っていない [-]: カートリッジ方式でないので対象外 自社または委託で実施している場合 カートリッジ トナーカートリッジ: 感光体ドラム、トナー容器、スリーブ、帯電器、クリーニングブレード等(その全部または一部)を一体化し、トナー補給等に伴い交換するユニットのこと インクカートリッジ 「リサイクル」= 材料として再生すること 「再使用」= そのままの形状で同じ用途に使用すること

鉛の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
基板接合はんだの無鉛化 ^{注2)}	[AA]: 全て無鉛化している [A]: 半分以上を無鉛化している [B]: 一部を無鉛化している(無鉛化割合 10%以上) [C]: 全て有鉛である、もしくは無鉛化割合 10%未満である
水銀の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
カドミウムの非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
六価クロムの非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している
特定の臭素系難燃剤(PBB、PBDE)の非含有	[]: 含有していない ^{注1)} []: 調査/分析中 [有]: 含有している

注1)『含有していない』とは、必ずしも含有量ゼロということではありません。不純物としてあらかじめ鉱物資源等に含まれる微量の含有は避けられないことに加え、代替物質への転換が困難な用途が存在します(例: ブラウン管や高融点はんだに含まれる鉛など)。そこで、「含有していない」と判断するためには「許容値(不純物等として含有することが許される値)」や「禁止対象から除外される用途(代替物質への転換が困難な用途)」についての基準が必要となります。

当面、最新版のRoHS指令の基準に準拠することとし、RoHS指令の基準が定まった時点でGPNデータベースへの登録開始を予定していますが、日本でもRoHS指令同様、化学物質含有の規制に関する動きがあり、国内での動向を勘案の上、データベースでの登録方法を検討します(2004年6月頃検討予定)。

注2)『はんだの無鉛化』は、対象を「全ての基板に部品を接合するために使用するはんだ」とします。「基板に接合する部品に含まれるはんだ」は下記の理由から対象外としています。

- ・ はんだのほとんどが、基板への部品接合用に使用されている
- ・ 個々の部品に使用されているはんだは少量かつ分散しているため、全使用量を把握することが困難である

$$\text{無鉛化割合(\%)} = [\text{無鉛はんだの質量}] \div [\text{対象となる全はんだの質量}] \times 100$$

上記6物質の非含有については、機器に同梱して販売されるケーブル、マニュアル、梱包材等も対象に含まれます。

情報提供項目

配線被覆類への塩ビの使用	<p>[]: 塩ビを全く不使用</p> <p>[]: 半分以上を他素材で代替</p> <p>[]: 一部を他素材で代替（代替率 10%以上）</p> <p>[]: 全てに塩ビを使用 / 代替率 10%未満</p> <p>塩ビ代替率の考え方</p> <p>塩ビ代替率 = [非塩ビ配線被覆類の重量] ÷ [全ての配線被覆類の重量]</p>
バイオプラスチックの使用	<p>製品本体にバイオプラスチックを使用している場合、その使用部品名と素材名を記載する。</p> <p>記入例；筐体（PLA+PC）</p> <p>使用していない場合は、「 - 」を記入する。</p> <p>包装材にバイオプラスチックを使用している場合は、「他の環境配慮特記事項」に記載します。</p> <p>バイオプラスチック樹脂の重量比率が 25w% 以上の場合に、バイオプラスチックを使用していると書けることとする。</p> <p>バイオマス樹脂の重量比率は、次の計算式で算出する。</p> <p>バイオプラスチック樹脂重量比率 =</p> <p>バイオマス樹脂（バイオマス起源の原料を使用した材料） ÷ 構成部材の総重量</p>

その他の情報

他の環境配慮特記事項 （環境ラベルの取得状況等）	<p>環境配慮事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。</p> <p>エコマークなど環境ラベルを取得している場合、取得状況について記載されています。</p>
機能面での特記事項	機能面について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載されています。
インクカートリッジの種類 【インクジェットプリンタ、インクジェットファクシミリ】	<p>[一体]: カラーインク一体型カートリッジ</p> <p>[色別]: 色別のカートリッジ</p>
発売開始時期	発売開始年月
標準価格（円）	<p>製品の価格</p> <p>オープン価格の場合、[オープン] と記載されています。</p>

<事業者ごとの取り組み - 登録フォーマット>

製品本体とカートリッジの回収・リサイクルのしくみ	回収・リサイクルシステムの現状と今後の計画、予定について記載されています。(300字)
バイオプラスチックの環境影響評価	<p>ライフサイクルアセスメントなど、バイオプラスチックについて社内で環境影響評価をしている場合は、その内容を記載します。(300字)</p> <p>環境影響評価について、より詳細な情報を掲載している場合は、自社ホームページアドレスや情報源となる冊子名などを記載する。</p> <p>製品にバイオプラスチックを使用している場合は、この項目は必須。</p> <p>製品にバイオプラスチックを使用していない、もしくは環境影響評価をしていない場合は、「特になし」と記載。</p>
バイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組み	<p>材質表示やリサイクル技術の開発など、バイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組み内容を記載します。(300字)</p> <p>取り組み内容について、より詳細な情報を掲載している場合は、自社ホームページアドレスや情報源となる冊子名などを記載する。</p> <p>製品本体にバイオプラスチックを使用している場合は、この項目は必須。</p> <p>製品本体にバイオプラスチックを使用していない、もしくはバイオプラスチックのリサイクルに向けた取り組みをしていない場合は、「特になし」と記載。</p>

<情報提供者問い合わせ先 - 登録フォーマット>

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL 最大3箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL 最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載(30字)
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載(80字)